

令和2年度 施政方針と予算編成の概要説明

令和2年度の予算編成の概要と政策運営の基本的な考え方について、所信を申し述べます。

国は、我が国の経済について、「アベノミクスの推進により、デフレではない状況を作り出す中で、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達した。また、雇用・所得環境も改善し、2000年代半ばと比べて景況感の地域間のばらつきも小さくなっているなど、地方における経済は厳しいながらも、好循環の前向きな動きが生まれ始めている。」としており、令和2年度予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018および骨太方針2019に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。」としております。

このような状況下にあつて、本市の財政状況は、これまでの積極的な市債の繰上償還等の財政健全化計画の実施により一定の良好な状況を保っているところですが、本市の一般財源の大宗を占める地方交付税については、普通交付税の逡減が5年目を迎えることや、緩やかに進む人口減少を考慮すると、厳しい財政状況となることは変わりなく、交付税逡減に対応した財政構造等の転換を図るためにも、「行政改革推進計画」および「財政健全化計画」の着実な実行が引き続き必要であると考えております。

令和2年度当初予算編成にあたりましては、第2次平戸市総合計画『平戸市未来創造羅針盤』の基本構想に基づき、共通プロジェクトおよび基本プロジェクトを予算編成の柱とし、平戸市が描く未来「夢あふれる 未来のまち 平戸」の実現に向け、各種施策を推進することといたしております。

特に、重点プロジェクトである「シン・平戸創生プロジェクト」では、「平戸観光地力向上プロジェクト」として、本年度は「平戸城大規模改修事業」として天守閣の展示やライトアップ整備などを実施するとともに、平戸城懐柔櫓宿泊施設と一体となった「平戸城誘客対策プロモーション事業」に取り組んでまいります。

また、「未来を担う人材創出プロジェクト」では、市内高等学校の魅力化および人材育成対策として「未来を担う人材創出事業」を実施するとともに、「平戸式もうかる農業実現支援事業」、「次代を担う漁業後継者育成支援事業」、「地場企業就職促進事業」による産業人材の育成に継続して取り組んでまいります。

さらに、「もうける農林水産プロジェクト」では、スマート農業の先進地視察を行う「農業産地力向上対策事業」、戦略的な水産物販売を効果的に進めるための取組みとして「水産物流通改善対策事業」を実施してまいります。

一方、厳しさを増す財政状況の中にあつて、「行政改革推進計画」および「第2次財政健全化計画」を踏まえながら、財政状況を勘案し、より効果的な事業の取捨選択を行う

とともに、今年度策定する「第2期平戸市総合戦略」の施策の目標達成に向け、積極的、重点的に予算配分を行ったところであります。

この結果、令和2年度一般会計当初予算は264億1,900万円、対前年度比4.8%の減、特別会計予算は101億8,666万4千円、対前年度比0.03%の減、公営企業会計予算は47億2,177万3千円、対前年度比2.9%の減、総会計予算は413億2,743万7千円、対前年度比3.4%の減となっております。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響が全国的に広がるなか、先日、安倍総理大臣は全国すべての小中学校や高校などについて、春休みに入るまで臨時休校とするよう異例の対応を要請する考えを示しました。このような状況を受け、本市においても、新型コロナウイルス対策を検討し、必要となる経費については補正予算等により適切かつ迅速に対応していきたいと考えております。

以下、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標と施策に沿って、重点施策を中心に市政運営につきましての説明を申し上げます。

1 きずなをつなぐプロジェクト【協働、地域コミュニティ、シビックプライド】

～市民と行政の協働によるまちづくりとずっと住み続けたい平戸市の創出

(1) みんなで進める協働のまちづくり ※地域協働課

人口の減少や少子高齢化の進展、市民の価値観の多様化など、生活スタイルが変化する中で、子育てや高齢者支援、健康などの福祉分野に加え、環境美化、防災防犯など多様な地域課題をいかに解決していくかがますます重要となっております。このような中、すべての課題を行政サービスで充足することや、安全・安心な住みよい地域社会を行政施策だけで実現することは難しくなっている状況にあります。

このような状況を踏まえ、市民と行政が対等・平等な立場で、お互いを理解し尊重しながら協力してまちづくりを進めていく「協働によるまちづくり」を推進しておりますが、さらに、市民一人ひとりがまちづくりの主役として輝き、心の豊かさや暮らしやすさを実感できるよう、ともに支えあっていく協働の精神・取組みによってまちづくりを推進してまいります。

中でも、自主的なコミュニティ活動を推進するとともに、コミュニティ組織と行政が共通の目的に向けて協働を行い、地域課題の解決に取り組むことにより、地域住民の交流の促進、福祉および生活環境の向上、安全な生活の確保を図り、持続可能な集落形成の維持に向け、各地域に小学校区を基本単位とした「まちづくり運営協議会」の設置を進めており、現在 12 のまちづくり協議会の設置が完了し、未設置区である田助小学校区、平戸小学校区での新しいコミュニティづくりを推進してまいります。

(2) 誇りと夢を持てるまちづくり ※企画財政課

大航海時代の海外貿易都市、西海国立公園の風光明媚な大自然、鯨文化の息づく伝統芸能など、本市にはそれぞれの地域に、それぞれに持つ魅力的な文化や自然が財産として受け継がれています。この地域資源を市民が知り、学び、保全することを通じて、まちへの愛着や誇り（シビックプライド）を高めるとともに、団体や企業、行政が連携して本市の魅力ある地域資源を全国に発信し、イメージと認知度の向上を図る取組みを推進してまいります。

2 しごとをひろげるプロジェクト【産業、雇用】

～地域の特色を活かした産業振興による経済の活性化

(1) たくましく元気な産業の振興 ※農林課、水産課、商工物産課

農林業は、人口減少に伴うマーケットの縮小や、従事者の減少と高齢化による担い手不足など多くの課題に直面していますが、産業としての潜在力を最大限に引き出すことで生産体制を維持し、さらには若者が夢と希望を託すことのできる、たくましく元気な産業にしていかなければなりません。

本市の基幹産業である農業の将来を見据え、より魅力ある産業とするべく、園芸品目や肉用牛を中心に農業振興を図ってまいります。

課題となっている担い手の確保につきましては、地域農業や産地を担う新たな人材の確保育成を図るため、振興品目のイチゴ、アスパラガスなどの生産部会と連携した研修システムを活用するとともに、新規就農者が自立して安定的に農業所得を確保できるよう支援してまいります。

園芸品目の振興につきましては、振興品目の規模拡大や省力化、生産性向上に対する取組みに対し、「平戸式もうかる農業実現支援事業」を活用して産地力の強化を進めてまいります。

肉用牛の振興につきましては、繁殖牛を中心とした生産体制をさらに強化するため、優良繁殖雌牛の導入により市場性の高い子牛づくりに努めるとともに、増頭に向けた施設整備等を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止対策につきましては、イノシシ被害対策を中心に「防護」「捕獲」「棲み分け」の3対策を実施し農作物被害の軽減に取り組んでいるところであり、引き続き防護柵の設置、地元猟友会との連携による捕獲体制の維持、狩猟免許資格取得者の確保など、被害防止対策に力を入れてまいります。

生産基盤の整備につきましては、効率的かつ安定的な農業経営を確保するため、「農業競争力強化基盤整備事業」に取り組み、必要な生産基盤の整備とともに農業経営体の育成・支援についても一体的に実施してまいります。

また、農地や農業用施設に対する災害を未然に防止し、農業経営の安定を図るとともに、国土保全および農村地域の安全性を確保するため、老朽ため池の防災対策工事を継続して実施してまいります。

農業・農村の有する多面的機能の維持につきましては、令和2年度から第5期に移行する「中山間地域等直接支払交付金事業」の積極的な推進を図るとともに、「多面的機能支払交付金事業」等の制度も活用しながら、農村の持つ地域資源の適切な保全管理対策を進めてまいります。

また、地域農業の将来の方向性を定めるための計画である「人・農地プラン」の実質化を図るため、関係機関と連携し地域との協議を進めてまいります。

林業につきましては、森林の持つ水源涵養や災害防止などの公益的・多面的な機能を発揮させるため、間伐などの適正な森林施業を支援し、健全な森林資源の維持に努めてまいります。

また、新たな森林経営管理制度がスタートしたことに伴い、林業の成長産業化と森林資源の活用を図るため、所有者に対し森林の経営管理に関する意向調査を実施してまいります。さらに、広葉樹を中心とした森林資源の活用と機能保全の観点から、官民連携により木質バイオマスエネルギー利活用に関する新たな仕組みを具体的に検討するとともに、引き続き木質バイオマスエネルギー導入に向けた実証事業に取り組んでまいり

ます。

水産業につきましては、平成30年に70年ぶりとなる「漁業法」の一部改正が行われ、令和2年度の施行に向け、柱となる「持続可能な水産業の実現」と「科学的根拠に基づいた資源管理体制の構築」を実施するために、国主導で関係機関との調整・準備が進められているところであります。

一方、5年ごとに実施される「漁業センサス」の県内における速報値では、漁業の就業構造に関して、前回の調査に比べ経営体数は5,995経営体（約22%減）、就業者数は1万1,715人（約18%減）と過去最少を更新したとの結果が出ております。そのような中、県においては、漁業者の所得向上などの対策として、「地域浜プラン」の個別データを活用し、地域ごとの漁業実態や経営状況を把握・分析することで、その地域に応じた重点施策を効果的に実施するための「地域別施策展開計画」の策定を行っております。

このような状況を踏まえ、本市におきましても高齢化や担い手不足などに伴う漁業就業者の右肩下がり食い止めるための対策として、漁業所得の向上を目指す意欲的な沿岸漁業者に対し、漁業経営の専門家のアドバイスを取り入れた「経営改善計画」の策定を進めるとともに、計画達成のために必要とする漁業関係機器類の導入について、「新水産業経営力強化事業」を活用して支援してまいります。

漁業後継者の確保および育成を図るため、「次代を担う漁業後継者育成支援事業」により、生活支援並びに漁業技術力向上のための研修に対する支援を行うとともに、漁船の継承や経営の独立を目指す後継者に対しては、水揚げの向上や鮮度保持対策に必要な機器類の導入について、「漁業後継者経営独立支援事業」により引き続き市独自の支援を行ってまいります。

また、本市独自のアゴの漁獲体制維持を目的として、漁獲奨励金制度「平戸あご漁振興支援交付金事業」を創設いたしました。平戸沿岸で短期間に漁獲される「とびうお」は、ほかの産地で漁獲される「とびうお」とは身質が異なり、焼きアゴなどの加工品として上品な旨味のある出汁が取れることから、市場でも高い評価を受けており、市内の関連産業にとっても漁獲の減少による影響が大きいいため、漁獲体制維持を支援することで漁獲量の安定化を図るものであります。

漁業生産活動の拠点となる漁港施設につきましては、令和3年度までの「第4次漁港漁場整備長期計画」に基づき、生産拠点漁港の機能充実、防災および老朽化対策、環境整備を基本として取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、依然として少子高齢化や若年層の市外流出など人口減少に歯止めがきかず、事業者においては人材確保に苦慮している現状が続いております。

これらの現状を受け止め、市内の中小企業・小規模事業者へ効果的な施策を図るため、第2期平戸市中小企業振興計画を策定いたします。

本市の地域経済や雇用を下支えする中小企業者等に対しては、中小企業振興資金制度を活用した資金調達の支援および振興資金保証料全額補給制度の延長、人材確保対策の一環として、市外からの労働力確保のために必要な社員寮等の整備に係る経費の一部を支援してまいります。また、県およびハローワークならびに高校等の関係機関と連携し、地元企業説明会の開催や高校生を対象とした企業見学バスツアーの開催など、人材確保支援を継続してまいります。

また、良質な雇用環境整備や地域経済の活性化を後押しするため、中小企業者向けの設備投資補助制度を見直し、対象となる事業者要件を緩和し、雇用環境の改善に繋がる設備投資に対し支援を行うとともに、県事業と連携し雇用や事業拡充を図る取り組みを支援してまいります。さらに、本市の産業振興や雇用拡大のため市内宿泊業の増設に対し、企業立地奨励条例に基づく奨励措置を実施してまいります。

商店街振興につきましては、空き店舗対策として、北部商店街旧町部や津吉、生月、田平の商店街を対象に、所有者への聞き取り調査を実施し、具体的な賃貸条件を整理するとともに台帳を整備し、市内外にその情報を発信し、空き店舗の利用促進を図ってまいります。

物産振興につきましては、「平戸ブランド戦略的プロモーション推進事業」として、首都圏および関西圏ならびに福岡都市圏を中心に、これまで事業展開しているアンテナショップや飲食店などのアフターフォローを行い平戸製品の販路促進ならびに生産者の所得向上を図る取組みを継続いたします。また、6次産業化を支援するため、既存の補助制度を見直し、対象となる要件を緩和し、従来の施設・機械等整備に加えて、開発や販路開拓まで幅広く支援できる制度とし、新商品開発の向上を図ってまいります。

(2) 魅力あるしごとの創造 ※商工物産課

地域の新たな需要の掘り起こしや雇用の場の確保、地域経済の活性化を図る取組みとして、平戸市認定創業支援等事業計画に基づき、引き続き創業セミナーの開催やワンストップ窓口相談開催のほか、創業者への補助や融資による資金調達を支援することで、新たな事業の創出に努めてまいります。

また、田平地区で分譲開始した工業団地に優良な企業を誘致するため、企業立地推進室による積極的な企業誘致活動を展開するほか、引き続き県産業振興財団に市職員1名を派遣するなど、県や財団とも連携した企業誘致活動を実施し、企業立地の実現に向けて取り組んでまいります。

3 ひとをそだてるプロジェクト【子育て、教育】

～子どもを安心して産み育て生涯を通して学べる環境の充実

(1) 健やかに成長する子育て環境の整備 ※こども未来課、福祉課

本市における幼児・児童数は年々減少傾向にあります。子育て支援に対するニーズは、ますます増加しており、総合的な子育て支援が必要となっております。中でも、妊娠・出産・育児といったそれぞれの段階ごとに親子の実情を包括的に把握・対応し、切れ目のない支援を行うことにより、子育てを支える仕組みを整えていくことが重要であります。

このようなことから、令和2年度は、妊娠・出産・育児について一人ひとりの妊産婦に寄り添い、切れ目のない支援を提供する総合相談窓口として、こども未来課内に「子育て世代包括支援センター」を開設いたします。

また、幼児期の教育・保育の一体的な提供や質の向上のために、認定こども園や保育所の施設整備を支援するとともに、平戸南部地区に放課後児童クラブを新設するなど子育てしやすい環境整備にも取り組んでまいります。

療育支援につきましては、療育支援センター「あったかさん21」を拠点として、利用者が必要とする療育支援を提供できる体制の整備を図ってまいります。

(2) 生涯にわたる学習による人づくり ※生涯学習課、総務課、学校教育課、教育総務課

生涯学習の推進につきましては、「ひとづくり」を主眼とした平戸市生涯学習推進計画[第2期]に基づき実施してまいります。その中で、長崎県立大学、長崎国際大学等と連携して行う「ひらど市民大学」は3年目の集大成となり、開校以来初の卒業生を送り出すこととなります。さらに、学ぶ意欲のある市民の受講機会を増やすため、休日の日中にも開催し、地域で活躍する人材育成を図ってまいります。

また、従来から実施している、生涯学習講演会、生涯学習「まちづくり出前講座」、公民館における各種講座につきましても、市民ニーズに沿った創意工夫を行い、拡充に努めてまいります。生涯学習の機会拡大に向けては、SNSを活用した情報の収集やフェイスブック・インスタグラムでの発信を行い、学習意欲が高まるように努めてまいります。

人権教育につきましては、社会的にも重要なテーマと捉え、「人権教育講座」をまちづくり運営協議会など、さらに地域を広げて実施し、人権意識の理解を深めてまいります。

図書館運営につきましては、開館5周年を迎える平戸図書館を中心として、魅力ある選書に努めるとともに、市民の必要な情報が得られるよう、図書資料の充実を図ってまいります。また、市民の読書活動を推進するために「絵本はじめましてブックスタート事業」、「すみずみまで本を届ける事業」、「平戸図書館へCOLAS事業」などを継続してまいります。さらに、図書館の新規利用者の拡大や図書利用を促進するため、「図書館を使った調べる学習コンクール」、「ビブリオバトル」、「図書館まつり」等を開催いたします。

青少年の健全育成につきましては、健全育成会など地域との連携を図り、子ども達の健やかでたくましい成長を促すため、少年自然体験交流、少年の主張大会や通学合宿などを開催してまいります。「地域子ども教室推進事業」は、これまでの放課後子ども教室推進事業を継承しつつ、地域住民の多様な経験や技能を子どもたちの学習や様々な体験・交流に活かすとともに、新規開設を検討している団体を支援してまいります。

公民館活動については、地域住民のニーズにあった公民館運営に取り組み、「ひとづくり」のステージとしての役割を担うため、職員一丸となって地域の市民が利用しやすい施設になるよう努めてまいります。また、生月支所2・3階に移転する生月町中央公民館については、周辺施設と一体となった活用を進め、利用促進に努めてまいります。

幼児教育の推進につきましては、幼稚園や認定こども園などの未就学児関連施設と小学校が、教育・保育内容について相互理解を深め、小学校への就学にあたっての問題点について情報交換を行うことにより、スムーズな就学が図れるよう、幼保小連絡地区別会議を開催してまいります。

豊かな心を育む教育の推進につきましては、学校図書館ネットワークや学校図書館支援員の配置により、児童・生徒の読書力向上に大きな成果を上げており、今後においても子どもの感性や情操を育むため、読書環境の整備と読書の質の向上に努めてまいります。

いじめ・不登校対策につきましては、「平戸市いじめ防止基本方針」の運用と平戸市生徒指導推進協議会の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーおよび関係機関との連携、平戸市適応指導教室「のぞみ」における支援活動を充実してまいります。

特別支援教育につきましては、小中学校への特別支援教育支援員の配置により、児童・生徒に寄り添った教育支援を充実してまいります。また、令和3年度の県立佐世保特別支援学校北松分校小中学部の開校に向けて、県および県立学校との連携調整を行い、開校に向けた準備を進めてまいります。

未来を切り拓く確かな学力の定着につきましては、国・県の事業による学力調査を実施するとともに、本市独自の学力調査を小学校全学年、中学校1、2年生を対象として取り組み、学習指導の充実に役立ててまいります。また、児童・生徒用タブレット型パソコンや、新たに導入する遠隔教育システムなどのICT機器を活用し、学習環境の充実を図ってまいります。

さらに、小学校新学習指導要領における外国語活動を実施するにあたり、ALTの増員配置や「イングリッシュタウン事業」の充実を図り、英語力の向上を図ってまいります。

地域に根ざした学校づくりの推進につきましては、小学校社会科副教材を活用したふるさと学習を進めるとともに、地域と連携した学校づくりを推進するため、地域が協働

して学校経営に参画する学校運営協議会を充実してまいります。

児童生徒の安全確保対策の推進につきましては、老朽化した学校施設の改修や遊具・教具の安全対策に努め、児童・生徒が安全で安心して学習できる学校環境を整備するとともに、安全安心な学校給食提供のための学校給食調理場の運営に努めてまいります。

市民スポーツの推進につきましては、幼年期から高齢期まで、ライフステージに合わせたスポーツを推進し、市民の健康づくりとスポーツを通じた交流を促進するため、健康まつりの開催やスポーツ教室などの事業を行ってまいります。また、今年度、本市で開催されます「第 58 回長崎県スポーツ推進委員研究大会」を一つの契機として、市民ひとり 1 スポーツを目指し、さらなる軽スポーツの普及に取り組んでまいります。さらに、誰もが気軽に参加できる「ひらどツデーウォーク大会」は、九州マーチングリーグへの加入効果により市外・県外からの参加者も多いことから、全国に向けて本市の魅力を発信し、より平戸らしさを感じていただけるような大会となるよう努めてまいります。

スポーツ競技力の向上につきましては、市民体育祭の開催、少年スポーツ団体への支援や人材育成などを行い、能力の高い選手の育成や各種競技における底辺拡大に努めてまいります。また、県大会の予選を勝ち抜き、九州大会や全国大会に出場する個人・団体に対し、その大会に参加する費用の一部を支援することで本市スポーツの競技力の向上に取り組んでまいります。さらに、日本女子ソフトボールの 1 部リーグに属する塩野義製薬株式会社のチームの合宿誘致が決定し、市内での交流を通じてスポーツのスキルアップを支援してまいります。

本年夏に開催されます東京 2020 オリンピックの聖火リレーにつきましては、本市では、5 月 9 日に実施いたします。亀岡神社から平戸港沿いを回り平戸オランダ商館までのコースで、周辺地域や関係各署との協力のもと、事故なく、オリンピックへの期待と関心呼び起こす聖火リレーとなるよう取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備につきましては、年次計画を立て修繕や改修を行い、安全で安心して利用できる施設管理に努めてまいります。

4 くらしをまもるプロジェクト【保健、医療、福祉】

～生きがいを感じ安心していきいきと暮らせる地域の形成

(1) 笑顔輝く健康生活の実現 ※健康ほけん課、こども未来課

市民一人ひとりが心身ともに健康で、安心して暮らせるよう今年度に行った「いきいき平戸 21 (第二次)」の中間評価に基づき、健康寿命の延伸を目標として、健康診査、がん検診、健康教育、健康相談の充実など、関係機関との連携や情報の共有などに努めてまいります。

特定健康診査・特定保健指導事業につきましては、P D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な事業の推進を図ってまいります。国が示す特定健診および特定保健指導実施率の目標を60%と定め、その達成と維持向上に向けて、各地区に健康づくり推進員を配置し、まちづくり運営協議会など、地区組織と連携して受診率向上を目指してまいります。また、医療機関と連携した外来患者への特定健診の受診勧奨を推進するとともに、引き続き人間ドック、脳ドックの実施に取り組んでまいります。

さらに、インセンティブとして継続受診者の特定健診受診料無料化や国民健康保険被保険者に加え、後期高齢者医療保険被保険者に対し、健康づくりポイント制度を実施し、受診率の向上に努めてまいります。

歯周病対策につきましては、歯周疾患検診対象者の受診料の無償化に引き続き取り組むとともに、歯科保健の啓発活動を積極的に行い、予防行動の充実を図ってまいります。

がん検診につきましては、大腸がん、胃がん、肺がんの発がんリスクが高まる65歳以上の受診料無料化や、乳がんにおいて、同じく発がんリスクが高まる40歳から60歳までの受診料無料化を継続し、関係団体と連携するなど、がん検診の受診率向上に努め、早期発見・早期治療に繋げてまいります。

次に、がん患者に対する新たな施策であります。がん罹患すると、治療の副作用である脱毛により、外見的な容姿による精神的な苦痛を伴う場合があります。がん患者の社会参加や就労の継続を図るため、「かつら」購入費を助成するとともに、保健師の健康相談、生活相談や病院などが行うサロンの情報提供を行い、精神的なケアについても支援してまいります。

加齢による虚弱な状態の高齢者を対象とした「フレイル予防事業」につきましては、国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続し、高齢者一人ひとりの医療、健診、介護等の情報を一括で把握し、フレイルの恐れのある対象者を抽出することとしております。対象者に対して低栄養、口腔機能の改善や、心の健康などの保健指導、健康教育を通じたフレイル予防に取り組み、高齢者の閉じこもり対策、社会参加の推進を図ることとしております。

食育の推進につきましては、今年度に策定した「第3次平戸市食育推進計画」に基づき、基本理念を軸に4つの基本方針のもと総合的かつ計画的に推進してまいります。

子どもの健全な成長発達支援につきましては、適切な時期に適切な支援を行うなど、異常の早期発見、早期支援・療育が重要であり、「乳幼児健康診査」や「5歳児発達健康診査」、「就学準備教室」、さらには発達支援に係る専門医その他の専門職による相談事業など、子どもやその親に対し、適切な助言指導やきめ細かな支援の充実を図ってまいります。

予防接種につきましては、国の定める法定接種の接種率の向上と適正な推進を図るために市民への周知や接種の勧奨に努めてまいります。また、10月から定期接種として追

加されるロタウイルス感染症の予防接種についても新たに取り組んでまいります。

虫歯予防につきましては、全ての幼稚園、保育所、認定こども園および小学校においてフッ化物塗布・洗口を実施しておりますが、令和2年度は、さらに中学校全施設における「フッ化物洗口事業」を実施し、虫歯予防の啓発活動や予防行動の充実を図ってまいります。

(2) 安心安全な医療体制の充実 ※病院局、健康ほけん課

安全安心な医療提供体制の充実につきましては、休日等における救急医療対策として、在宅当番医制による初期救急医療体制を継続するとともに、休日・夜間等の重症救急患者の医療確保を目的とした3市1町で構成する病院群輪番制病院運営事業による二次救急医療体制を継続してまいります。

また、平戸市民病院を拠点とした地域医療を担う人材の育成・確保を行う「地域医療人材育成事業」を継続してまいります。

さらに、令和2年度より、医療資源の乏しい地域での医療・人道支援活動など、国際貢献を目指す医師を育成する「国際医療人育成事業」に長崎大学と協働して取り組むこととしております。これは、国際医療を目指す医師の就業・研修施設を平戸市民病院に置き、これにより、平戸市民病院の医師の確保が図られ、ひいては地域医療の確保につながるものと考えております。

離島医療につきましては、度島および大島地区において、引き続き、県の「しますけっと団医師幹旋事業」による医師派遣制度の活用を図るとともに、医療機器の整備および老朽化している大島診療所の整備を図り、医師が継続的に勤務しやすい環境づくりの構築に努めてまいります。

病院事業につきましては、医師の確保が年々厳しくなり、常勤医は厚生労働省が定める標準的な医師数を大きく下回っている状況にあります。市民病院では、現在の常勤医の負担軽減を図るため長崎大学病院や佐世保市総合医療センターなどから当直等の応援医師の派遣に加え、「地域医療人材育成事業」および「国際医療人育成事業」により、医師の育成、安定的な医師確保システムの構築を図ってまいります。

一方、生月病院においては、医師招へいの進展は見られず、青洲会病院などから当直等、応援医師の派遣を受け、常勤医の負担軽減に努めているところであります。

両病院は、医師不足に加え医師の高齢化も進んでおり、病院運営にも影響しかねない状況にあり、県、大学病院等への支援要請をはじめ、本市出身医師、在院医師の人脈も活かしながら、引き続き粘り強く医師確保に向け全力で取り組んでまいります。

また、昨年公表されました厚生労働省による「地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請」につきましては、本年9月を目途に、佐世保県北区域地域医療構想調整

会議において具体的対応方針の再検証を検討していくことが確認されております。

市民病院は既に、1月から介護医療院、2月には地域包括ケア病床への病床機能の転換を行い、今年度を実施しております市立病院経営診断・経営分析調査結果を基に、生月病院の病床数、機能転換などを含め、今後を見据えた両病院の在り方を検討してまいります。

さらに、平成28年度に策定した平戸市立病院新改革プランは、最終年度となることから次期プラン策定を念頭に、プランの点検評価を行ってまいります。新改革プランで目標達成に向けた具体的な項目として掲げている医師および医療スタッフの確保策や経営の効率化につきましては、引き続き真摯に取り組み、長崎県が策定した地域医療構想との整合性を踏まえ、地域の医療需要に適した医療提供体制を構築し、安定的かつ継続的な病院運営に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者数は年々減少するとともに、急速な高齢化の進展や医療の高度化などにより、1人あたりの医療費は増加しており、厳しい財政状況にあります。令和2年度においては、保険税を据え置くこととしておりますが、国保財政の健全化を図るため、適正な賦課および収納向上対策に取り組んでまいります。

また、糖尿病性腎臓病などの重症化予防に取り組み、訪問による重複多受診者への適切な受診指導や医療費通知、ジェネリック医薬品の使用促進を図ることで医療費の抑制に努めるとともに、保険者努力支援制度に係る評価を高め、保険給付費等交付金の増加につなげてまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、保険者である長崎県後期高齢者医療広域連合と連携しながら、適切な医療給付に努めてまいります。

(3) みんなが活躍できる福祉の充実 ※長寿介護課、福祉課

高齢者福祉につきましては、高齢者が重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進に向けて、事業展開を図ってまいります。

新たな取り組みといたしまして、医療専門職の短期集中的な関わりにより、要介護状態に陥ることを予防し、日常生活の維持向上を図る「通所型サービスC事業」および地域の健康課題を基にした介護予防や健康教育による自立支援、普及啓発等を行う「フレイル予防事業」を実施することにより、介護予防のさらなる充実・推進を図り、元気な高齢者の割合の増加に努めてまいります。

介護保険事業につきましては、令和3年度を初年度とする「第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定にあたり、高齢者の介護に関するニーズや実態調査の結果とこれまでの介護保険行政運営状況や今後の展望について十分精査し、実行力のある計画

策定に取り組んでまいります。

障害福祉につきましては、各種生活支援事業を実施し、障害者が自立した日常生活を営むことができるよう障害者福祉施策を継続して推進してまいります。

令和2年度は、令和3年度を初年度とする平戸市障害者計画等の策定期間にあたることから、障害者の意向を踏まえ、平戸市の実態に即した計画を策定してまいります。

また、令和2年度においては、障害者の文化芸術活動の振興と社会参加を図ることを目的として、「第21回長崎県障害者芸術祭」が平戸市において開催されます。本芸術祭を通して、誰もがあらゆる社会活動に参加できる共生社会の実現に向けた契機となるよう期待するものであります。

低所得者対策につきましては、生活保護世帯、生活困窮者等が抱える問題の解決に向けた制度の活用や、支援策等の適切な助言、各関係機関との連携を行い、早期の自立支援に向けた取組みを行ってまいります。

5 まちをつくるプロジェクト【定住・移住、自然環境、生活基盤】

～まちの活気をつくる定住・移住の促進と安心できる生活空間の確保

(1) 住みたい住み続けたいまちづくり ※地域協働課

定住・移住につきましては、スローライフや都市住民の生活スタイルの多様化などを理由に田舎暮らしを望む方も多いことから、年々U I ターン者は増加している状況にあります。このことから、都市圏での移住相談会等における情報提供を継続してまいります。

また、依然として転出者が多い状況にあることから、引き続き、定住・移住者を対象に、住宅の新築、改修や引越し費用等の助成を行うとともに、空き家の利活用と家屋の再生を図るため、「空き家バンク」の物件登録の増加に努め、利用者のニーズに合った物件の提供と、移住の情報提供に努めてまいります。

(2) 未来へつなぐ自然環境 ※市民課、商工物産課

地球温暖化をはじめとする自然環境問題は、私たちが世界規模で優先的に取り組まなければならない最重要課題であります。本市は、「平戸市CO2排出ゼロ都市宣言」を行っており、「平戸市CO2排出ゼロ都市推進基本計画」に基づき、住宅用太陽光発電システム設置促進や再生可能エネルギー事業者への側面的な支援を行うなど再生可能エネルギーの推進を引き続き図るとともに、公共施設においても、これまでの太陽光発電の設置に加え、照明のLED化についても計画的に取り組んでまいります。

また、ごみの減量化とリサイクル社会の構築を図るため、再資源化交付金および資源物拠点回収施設支援事業補助金制度を推進し、さらなるごみの減量化とCO2の排出抑

制に努めてまいります。加えて、長崎県環境アドバイザー派遣制度、出前講座などを活用したエコ学習の実施やエコドライブの必要性など、CO₂排出抑制に向けた取り組みへの理解と周知を図ってまいります。

環境保全対策の推進につきましては、快適で住み良い環境づくりとして、公共用水域の水質汚濁防止および公衆衛生の向上に資するため、継続して合併浄化槽の設置を促進し、汚水処理人口普及率の向上に努めてまいります。

火葬業務につきましては、引き続き適切な管理運営に努めるとともに、令和2年度は、老朽化に伴い廃止した生月町人形石斎場を解体いたします。

廃棄物処理施設につきましては、平成31年4月から大島地区の一般廃棄物について北松北部クリーンセンターで広域処理しておりますが、現在のところスムーズな移行ができております。令和2年度は、旧施設の解体に向けた設計に着手いたします。また、最終処分場につきましても、平成31年4月から施設を集約しており、引き続き適切な管理運営に努めてまいります。

(3) 住み良いまちを支える生活基盤の実現 ※都市計画課、水道局、総務課、消防、建設課、地域協働課、市民課

公営住宅の整備につきましては、くつろぎと魅力ある居住空間を形成するため、「平戸市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の適正管理と安全で快適な市営住宅の供給に努めてまいります。

水道事業につきましては、給水人口の減少等に伴い、給水収益が減少傾向となる一方で、老朽化による施設の更新や耐震化に多額の費用を要することが見込まれるなど、事業経営は今後ますます厳しいものとなることが予測されております。このことから、平成28年度に策定した「平戸市水道事業経営戦略」に基づき、徹底した「水道事業の効率化・経営健全化」に取り組み、「経営基盤の強化」を図ってまいります。

今後も継続して安全で安心な水道水を安定的に供給するため、適切な施設の維持管理に努めるとともに、「平戸上水道基幹管路更新事業」、「神の川浄水場改修事業」および「老朽管路更新事業」等の施設整備を実施してまいります。

良好な都市環境の形成につきましては、観光都市として賑わいを創出するため、特徴的で魅力ある建造物等の保全や修景に取り組み、後世に継承していくとともに、良好な景観資産を維持し、美しいまちづくりを推進してまいります。

都市公園につきましては、利用者の安全性を確保し、公園施設の維持管理および緑地の適切な保全に努めてまいります。また、中瀬草原においては、都市公園の質および利便性の向上を図るため、パークPFI制度による民間資金を活用した新たな形態での運

営が本年4月より始まることから、民間と連携し、公園利用者のニーズに合ったサービスが提供できるよう努めてまいります。

防災体制および対策の推進につきましては、「災害に強いまちづくり」を推進するため、土砂災害危険区域や津波浸水想定などを網羅した総合ハザードマップを作成し、市民へ配布することにより、市民の防災意識の啓発を行い、自主防災組織の育成・強化を図るとともに、関係機関との連携・協力を密にしながら、あらゆる災害に対処できる体制の整備に努めてまいります。また、原子力災害対策につきましては、避難計画の実効性を高めるため、県や関係自治体と連携を深め、国および県に対し要望を継続し、不測の事態に対応できる体制の整備に努めてまいります。

さらに、本市が直面する大規模自然災害のリスク等を踏まえ、市民の生命と財産を守り、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、国土強靱化地域計画の策定を進めてまいります。

消防力の充実強化につきましては、消防職員、団員の装備の充実をはじめ、消防水利や、近年の局地的な災害に迅速かつ的確に対応するため、地域防災の拠点施設となる出張所庁舎等の整備に努め、消防体制の強化を図ってまいります。

救急体制の充実強化につきましては、救急件数が年々増加する中、生活習慣病に起因する脳疾患、心疾患等の重症患者へのより高度な処置が求められております。これらの市民のニーズに的確に応えるため、計画的な救急救命士の養成や医療機関への派遣研修等を実施し、救急救命士・救急隊員の知識および技術力の向上を図ってまいります。

火災予防対策の推進につきましては、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携して住宅用火災警報器設置の普及促進に取り組むなど、火災予防の重要性を広く周知、啓発し、火災を出さない環境づくりに努めてまいります。また、防火対象物等への予防査察を積極的に実施し、防火管理体制の充実を図り、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

交通安全対策につきましては、交通指導員などによる立哨指導や交通安全教育の実施により、交通事故の未然防止に努めてまいります。また、近年、社会問題となっております高齢者による交通事故対策としまして、体験型の高齢者交通安全講習会を開催するなど、交通安全協会、警察その他関係機関と連携を図りながら継続的な交通安全対策を講じてまいります。

防犯対策につきましては、市民や観光旅行者等が安全で安心して暮らし、または滞在することができる地域社会の実現のために、防犯啓発の情報提供を行うなど、市民への防犯意識の高揚を図るとともに、警察など関係機関と連携のもと、防犯活動に努めてまいります。

市民総合相談につきましては、市民相談・消費者相談の総合的な窓口体制により、複雑かつ巧妙化する特殊詐欺や悪質商法などによる被害から市民を守り、誰もが安全で安心して暮らせる社会の構築に努めてまいります。

離島地区住民の生活航路の維持確保につきましては、引き続き、運航経費の一部を負担し、利便性の向上等に努めてまいります。

特に、度島航路と大島航路につきましては、国・県の補助金を受け、加えて平戸市再生可能エネルギー活用離島活性化基金を活用し、島民の経済的な負担軽減を図るため、度島地区と大島地区住民のフェリー旅客運賃の割引制度を継続してまいります。

路線バスの維持につきましては、市内生活路線および広域生活路線に対する運行経費の補助や業務委託により、高齢者や学生等の交通弱者の移動手段の確保に努めておりますが、年々その経費が増大しているのが現状であります。そこで、効率的な市全域の公共交通の体系構築を行うための指針「平戸市地域公共交通網形成計画」をより具体化した「平戸市地域公共交通再編実施計画」に基づき、持続可能で便利に移動できる交通体系の維持に努めてまいります。

市道の整備につきましては、住み良いまちを支える生活基盤の実現に向け、地域経済の発展や交流人口の拡大に有効な西九州自動車道や実施中の国道、県道の整備促進を図るとともに、国の交付金事業を活用し集落間を結ぶ幹線市道5路線の整備を行い、市内の交通ネットワークの充実を図ってまいります。また、地域における道路整備として、過疎対策事業11路線、辺地対策事業4路線の整備や道路単独改良事業による安全施設や側溝整備等を実施し、生活道路の安全性確保に努めてまいります。

さらに、老朽化が進む道路舗装や橋梁につきましては、施設の点検結果に基づき、計画的な補修を実施し長寿命化を図ってまいります。

市道の環境整備につきましては、道路沿線の樹木が張り出し、車両事故や歩行者を巻き込む事故につながる危険性がありますので、自治会との協働による安心安全な道路環境の整備に努めてまいります。

6 たからをみせるプロジェクト【観光、文化、シティプロモーション】

～観光平戸の再生とシティプロモーションによる交流人口の拡大

(1) キラリ輝く観光地平戸 ※観光課、文化交流課

本市を訪れる観光客動向の目安となる令和元年の平戸大橋通行量の入込台数は、佐世保ナンバー以外の車両は対前年比103.1%となっており、特に、軽自動車や小型バスが増加していることから、少人数の団体旅行や個人客が増えているものと思われます。一方、宿泊客については、日韓関係の悪化や香港デモによる東アジアからの外国人宿泊観

光客が減少、また、自然災害による影響等もあり対前年比を下回る予想となっております。これらに加え、新型コロナウイルスの感染拡大による中国からの入国制限や国内旅行の回避傾向についても懸念されるところであります。

このような状況の中、観光の振興につきましては、平戸観光のシンボルの一つでもある平戸城の大規模改修事業が最終年度となっております、令和2年度は、天守閣の展示工事やライトアップ、桜植栽等の整備を行ってまいります。また、日本初のお城の宿泊施設として懐柔櫓が完成いたします。オープンに先立ち、国内外へ情報発信を行う「平戸城誘客対策プロモーション事業」を展開し、本市の新たなキラーコンテンツとしての活用を図ってまいります。

さらに、第2次平戸市総合計画にも掲げる「DMOの推進」を図るため、「平戸版DMO推進事業」や「観光人材育成プログラム事業」を引き続き実施し、平戸観光の再生に向けた基盤づくりに取り組んでまいります。

そのほか、観光消費額および観光客のリピーターの増加を図るため、レンタカーや直行バスなどの利用料金のキャッシュバックを行う「公共交通機関等利用促進事業」や、子ども向けの体験交流事業「わくわくドキドキ子どもジョブチャレンジ事業」を実施することで、交流人口の拡大につなげてまいります。

地域間交流につきましては、姉妹都市である香川県善通寺市の市民号を受け入れるとともに、交流都市である北海道枝幸町へ中学生訪問団を派遣し、自然環境や歴史・文化等の違いを体験することで、次代を担う子どもたちの育成に向けた交流を進めてまいります。

国際交流につきましては、市民が行う国際交流活動に助成するとともに、国際交流員を引続き配置することにより、市民の国際感覚の醸成や異文化理解を深めるための支援を行ってまいります。

東アジア交流につきましては、友好都市締結25周年を迎える中国・南安市、市民交流促進協定を締結している台湾・台南市とさらなる交流を深めるため、市民と一体となった交流促進事業に取り組むこととしております。

また、姉妹都市であるオランダ王国ノールトワイク市とは、引き続き両市の高校生を相互に受け入れ、派遣する短期留学事業を行い、ホームステイ等を通じて国外の文化や生活習慣の違いを理解・体験し、豊かな国際感覚を持った人材の育成に努めてまいります。

さらに、2020年が三浦按針没後400年の節目の年にあたることから、その遺徳を偲び、海外交易の礎を築いた功績を顕彰するため、市内関係団体と連携し、記念事業に取り組み、本市の持つ地域資源を広く内外へ発信するとともに、郷土愛の醸成や交流人口の活性化を図ってまいります。

(2) 後世に伝える平戸の宝 ※文化交流課

豊かな自然と古くからの海外との交流によって残された歴史的遺産、世代を重ねて伝えられた文化的資源が数多く存在する本市にとって、文化財を保護し、後世に伝えることは重要な責務であることから、これらを活用して地域文化の振興を図り、市民が誇りとする郷土愛の醸成と人材の育成に努めてまいります。

文化財の保護につきましては、本市は県下でも有数の指定文化財および登録文化財を有しており、神浦重要伝統的建造物群保存地区整備、重要文化的景観保護推進、また、平戸和蘭商館跡保存活用計画策定などを主要事業として、引き続き保存・保護に努めるとともに、市民および観光客への周知・公開・活用への取組みを積極的に進めてまいります。

世界文化遺産である「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」につきましては、春日集落拠点施設「かたりな」および「生月町博物館島の館」を中心に、世界遺産の普及啓発や情報発信、受入体制の充実に努めるとともに、令和2年度は、文化遺産の情報コンテンツ作成に取り組むことにより、さらなる地域振興や観光振興につなげてまいります。

文化の振興につきましては、市美術展覧会、青少年音楽会、文化まつりの開催など、市民が積極的に参加できる場を設け、個性豊かな人材育成と地域文化の活性化を促してまいります。また、「ひらんの風コンサート」「文化芸術による子どもの育成事業」「青少年劇場」などを開催し、芸術鑑賞の機会提供に努めてまいります。

文化施設につきましては、「生月町博物館島の館」や「平戸オランダ商館」などの適切な管理運営を行い、それぞれの施設の持つ魅力を発信し、入館者の増加につなげてまいります。

(3) シティプロモーション戦略の推進 ※企画財政課

魅力ある地域資源を全国に発信するためには、まず市民一人ひとりが地域を知り、自らが「平戸ファン」となることが必要であります。市民・行政・民間が一体となって、本市の宝である文化、自然、特産品などの豊かな資源を包括的かつ効果的に全国に向けて発信し、より多くの「平戸ファン」を獲得することで、観光客や移住等の交流人口の増加につなげ、まちの活性化を図ってまいります。

7 ちからをつけるプロジェクト【行財政運営】

～効果的・戦略的な行政経営の推進

(1) 将来を見据えた行財政運営 ※人事課、企画財政課

行政改革の推進につきましては、本市における将来的な人口減少や普通交付税の合併算定替の逡減に対応するため、引き続き「平戸市行政改革推進計画」および「平戸市定員適正化計画」に基づき、安定的な歳入確保をはじめ行政経費の削減や職員数抑制等を

実施してまいります。

定員適正化につきましては、計画に基づき職員数の削減に努めてきたところでありますが、多様化する行政ニーズに対応するために、業務の効率化はもちろんのこと、各種職員研修の実施や人事評価制度を活用した人材育成により、職員一人ひとりの資質向上に努めるとともに、多様な任用制度を活用しながら、効率的・効果的な行政運営に取り組んでまいります。

健全な財政運営の推進につきましては、行政コスト削減に努めるとともに有効な財源の確保に努めながら、平戸市の将来を見据えた中・長期的な展望の中で、本市の発展につながる施策を展開できるよう努力しているところであります。

特に、自主財源に乏しく地方交付税に依存している本市におきましては、今後も厳しい財政運営が予想されることから、合併算定替による特例期間が終了する令和2年度までに、普通交付税の一本算定を見据えた安定的な財政運営に努めているところであります。これらを踏まえ、令和2年度当初予算編成におきましても事業効果の精査を徹底し、捻出された財源を活用しながら第2次総合計画を踏まえた重点施策の充実等を図ることとしたところであります。

また、ふるさと納税による寄附金は、自主財源の乏しい本市にとって、貴重な財源となっており、重点施策に活用いたしております。これからも引き続き寄附金の使途を明確にし、本市が積極的に取り組んでいる「人づくり」や「まちづくり」の状況を市内外に発信し、全国の寄附者に応援していただけるよう、様々な改善を図りながら、寄附者の満足度向上と併せて、自主財源の確保に取り組んでまいります。

以上、「第2次平戸市総合計画」に掲げた目標に沿って、一部特別会計を含め、令和2年度一般会計当初予算の概要と所信の一端を申し述べさせていただきました。

市民の皆様の信頼に応えるべく、主要事業の推進に全力を傾注してまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、その他、各特別会計および企業会計の令和2年度当初予算の総額は、

国民健康保険特別会計	49億7,739万円
後期高齢者医療特別会計	4億5,715万円
介護保険特別会計	46億6,571万円
農業集落排水事業特別会計	1,227万5千円
宅地開発事業特別会計	682万4千円
あづち大島いさりびの里事業特別会計	1,261万5千円
駐車場事業特別会計	470万円
工業団地事業特別会計	5,000万円

水道事業会計	17億4,286万円
病院事業会計	27億1,983万4千円
交通船事業会計	2億5,907万9千円

となっております。